

港湾施設条例第10条第9項

(行為の禁止)

第10条

第1項から第8項 省略

第9項 岸壁、荷さばき地及び泊地の区域のうち施設の保安の確保のために必要な範囲内で市長が設定する区域に、正当な理由なく、立ち入り、又は車両若しくは船舶を立ち入らせてはならない。